

東広島市教育委員会定例会（平成30年7月）議事録

1 日 時 平成30年7月26日（木）午後2時30分～午後4時45分

2 出席者

(1)教育長 津森教育長

(2)委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員、京極委員

(3)事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、舛金教育調整監、池田学事課長、祭田指導課長、村上青少年育成課長、藤岡学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、柴田西条学校給食センター所長、本越東広島北部学校給食センター所長、武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

國廣生涯学習部長、鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、佐々木福富生涯学習支援センター長、森住豊栄生涯学習センター長、細川河内生涯学習センター長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

(4)書記 奥田主査、白川主事

3 場 所 北館 会議室201

4 議 題

(1)報告事項

報告第47号 平成30年7月豪雨の状況について

報告第48号 臨時代理の報告について（平成30年度東広島市一般会計補正予算）（第3号）

報告第49号 臨時代理の報告について（東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則の制定について）

報告第50号 登録有形文化財（建造物）の登録について

(2)議案事項

議案第11号 平成31年度使用小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択について【非公開】

(3)その他

次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後2時30分

○ 津森教育長：それでは、定足数に達しておりますので、7月の教育委員会定例会を開

会したいと思えます。

本日の議事録署名委員は、渡部教育長職務代理者と織田委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますけれども、議案第11号は教科用図書の採択に関することとして、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第5号に当たるため、非公開として審議したいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号は非公開として審議することに決定いたします。

それから、議案第11号につきましては、関係職員のみが説明員となりますため、全ての報告、その他の報告に続いて一番最後に提案をさせていただきます。どうぞお願いします。

本日の傍聴希望はありますでしょうか。

- 直井学校教育部長兼教育総務課長：ございません。
- 津森教育長：それでは、報告事項からお願いいたします。

報告第47号 平成30年7月豪雨の状況について

- 津森教育長：まず、第47号平成30年7月豪雨の状況について説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：報告第47号平成30年7月豪雨の状況についてご報告させていただきます。

1、予警報の発令状況についてでございますが、大雨注意報が7月5日の午前8時8分に、洪水注意報が同日16時33分に発令されました。市の対応といたしましては、同日5日の17時30分に災害対策本部を設置するとともに、河内町入野の入野川で氾濫警戒水位に達したため、入野川付近に避難勧告を発令いたしました。その後、気象庁から18時43分に洪水警報が、翌6日の午前5時40分には大雨警報が発令され、17時50分に土砂災害警戒情報、次いで19時40分には大雨特別警報が発令されました。

次に、2、降り始めからの累加雨量でございますが、市内の累加雨量は軒並み400ミリを超え、安芸津町の三津雨量観測局では521ミリを記録しております。

次に、3、避難情報の発令につきましては、先ほども申し上げましたが、5日の17時30分に河内町入野の入野川付近に避難勧告を発令したのを初めとして、翌6日の17時30分に志和町の志和西、志和堀、福富町の竹仁、安芸津町の三津、風早、木谷に避難勧告を、その他の市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。その後、市内全域で状況がさらに悪化すると判断し、18時50分に全域へ避難勧告を、19時45分には避難指示（緊急）を発令いたしました。なお、この避難指示は9日の午前5時30分に解除しております。

さらに、11日になって14時27分、ため池決壊のおそれがあるとの情報から、八本松町正力の川上東部保育所付近に、また15時24分、ため池決壊のおそれがあるという情報に基づき、河内町中河内の西条にそれぞれ避難指示（緊急）を発令いたしま

した。その後、中河内の西条につきましては、安全が確認されたため同日17時32分、八本松の正力の川上東部保育所付近につきましては、土砂災害発生の可能性が低くなったため13日の18時に避難指示を解除しております。よって、現在市内に予警報は発令されておられません。

次に、2ページをお願いします。

5、被災状況につきましては、(1)今回の豪雨による人的被害でございますが、死者12人、行方不明者1人、重症1人、軽傷19人となっております。行方不明者の捜索につきましては、警察及び消防が継続して鋭意行っているところでございますが、いまだ発見に至っておりません。

(2)住宅の被災状況につきましては、24日12時現在で、全壊、半壊を合わせ61件となっておりますが、被害がかなり多数であり、現在もその程度を判定する調査が続いていることから、集約には一定の時間がかかるものと予測しております。

(3)市民の皆様からの被災通報の件数でございますが、24日の14時時点で、人的被害、建物、道路、河川、水路、農地、ため池、山、崖、その他の被害の全てを合わせまして、7,843件の情報をお寄せいただいております。これにつきましては、1件ずつ現場を確認し、緊急性の度合いを見ながら、優先度の高いものから順次対応しているところでございます。

また、民有地内の堆積土砂の撤去につきまして、人力では撤去が困難なものについて、民有地内の土砂であっても市で撤去することで、新たに窓口を設けて受け付けを始めているところでございます。

3ページをお願いいたします。

(4)避難者の状況でございますが、7日の午前5時時点では、69施設へ1,601人、560世帯が避難されておりましたが、24日の14時時点では、5施設、64人、36世帯の方が避難されております。現在はみなし仮設住宅、これは民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供するもので、ものや市営住宅の受け付け及び提供を始めているところでございます。

次に、(6)市立小・中学校及び幼稚園の状況でございますが、7月6日金曜日から土日を挟んで9日月曜日までは全校臨時休校とし、10日の火曜日以降につきましては、児童・生徒の被災状況、通学路の安全確認等ができたところから順次開校し、7月17日火曜日以降については、全ての小・中学校、幼稚園で開校をしたところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

(2)スクールバス、公共交通機関による通学の状況でございますが、小学校では被害の大きかった河内地区の入野小学校、河内西小学校で迂回路での運行を行っており、またJRや地域交通の運休により通学が困難となっている高屋中学校、河内中学校につきましては、代替バスやタクシーによる運行で対応をしております。

(3)給食の状況につきましては、食材及び配送ルート確保が困難なため、提供できない期間がございましたけども、八本松中央幼稚園を7月10日から、御菌宇幼

稚園を12日から、小・中学校を17日から再開したところでございます。

また、資料にはございませんが、ライフラインの被害状況については、停電が市内各所で発生してございましたが、現在は復旧しており、断水につきましても、市内各所で発生してございましたが、7月20日に市内全域で給水を再開しております。

次に、5ページをお願いいたします。

広島県では本市を含め県内9市4町に7月5日に災害救助法の適用を受け、7月13日には県内全域に被災者生活再建支援法、また14日には特定非常災害の指定を受けたところでございます。

また、今回の豪雨災害は激甚災害に指定するという閣議決定が24日にされることであり、27日に指定を受ける予定となっております。

最後に、このたびの災害発生により7月9日から予定しておりました中国四川省徳陽市教育訪問団の来訪につきましては、延期とさせていただきます。

また、7月14日、社会を明るくする運動青少年の非行・被害防止に取り組む運動東広島市推進大会兼東広島市暴走族等追放キャンペーン、また8月19日、東広島市民スポーツ大会球技の部につきましては、中止とさせていただきます。

報告第47号平成30年7月豪雨の状況についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：ありがとうございます。

ただいま災害関係についての報告がございました。

何かご意見やご質問がありますでしょうか。

- 織田委員：教育委員会に関係があるのかどうかよくわかりませんが、一市民として検討していただきたいことを何点が上げさせてもらいます。

避難所の開設に当たって、鍵をあける人は学校の管理職ではないんですね。

- 津森教育長：学校の職員が行ってあけるというふうに、大体行く順番を決めてます。
- 織田委員：何でそんなことをお聞きするかというと、学校へは市の職員の方が行かれるのであれば、非常に遠いところまで行かなければならないし、近いところの人が鍵を持っていれば、危ない状況もよくわかりますので、それですぐ開けてあげることができると思うのですが。今回も地域センターのことですけれど、センター長が遠くの方で、事務員もそうなんです。それで、危ないと思って行かれた方が、「あいてなかった」、「引き返した」という話も伺っております。学校のほうも、広域人事で、校長は遠いところにいるから、なかなか管理職が開けるわけにいかないというようなことがあって、非常に今回は避難場所の開放に対しても責任持って誰がやるのかということが曖昧になっているのではないかなというのを感じました。いろんな人たちの話を聞くと、やはりあの豪雨の中、行こうと思ったら大変ですよ。だから、避難場所の近くのよく状況がわかる人にそういうのを委ねるなど、そういう方法をやはり検討してもらわなければいけないのではないかなということを1つ思いました。

もう一点は、今の広域人事で管理職がこの地元でない人が多いわけなんですよね。そういう中、私の近くの川上小学校は、1日臨時休校であったのが、次の日も

先生が来ないから休みにしたというようなことがありました。これは東広島市だけの問題ではなくて、こういう大きな災害が起きたときにやっぱり検討してもらわなきゃいけないのではないかなというのを、これは県教委にもあわせて言ってほしいなということを感じました。台風12号が週末には何か変な角度でこちらのほうへもやってきそうな、今日の正午のテレビのニュースでも言うておりましたので、特に避難所について徹底してもらったらいいなと思っております。

- 津森教育長：ありがとうございます。

今の件についていかがでしょうか。

- 國廣生涯学習部長：私避難所班長をさせてもらってますが、今回激甚災害に指定されるまでの大きな災害になったわけですけども、今まで私も経験したことのないような災害でして、一時期73の避難所をほぼ同時にあけなくちゃいけないという、今資料にありましたけども、最大で1,600人が避難をされたということです。当初は市役所の災害対策本部のほうからこの避難所を開設せよということで、市の職員を送り込んでいったわけですけども、もうその指示を待たずに地元のほうで自主的に避難所を開設される所がかなりたくさん同時に多発しまして、これもうコントロールできない状態になってます、市であってもですね。そんな中、避難所に避難所班員として職員を行かせるわけですけども、志和の生涯学習センターの避難所にたどり着いたのが7時間後、八本松地域センターにたどり着いたのが5時間後というようになりかなり交通渋滞も同時に発生しておりました。ご指摘されるようにやはり避難所に近い方が、住まわれてる方が避難所の開設の鍵であるとか、ノウハウであるとか知っておいて、何かのときにはここの避難所を誰々があけるというようなことをしておかないと、今回のように避難所にたどり着いた避難者が避難所の中に入れないというケースが出てきます。これは今回大きな教訓として次につなげて、今まさに取り組んでおります。

2番目の避難所にかかわる者が住んでる方が遠いというような問題も悩んでいる点でございまして、市の職員も全部が市内に住んでいるものではございませんので、なかなか、さあ、出てこいといっても、このように山陽本線が寸断されますとなかなか難しいというような中でも、一生懸命来てくれて、やってくれてはいます。ここらあたりも、この平成30年7月豪雨の検証の中でこうした課題を洗い出して、次の災害に備えていく必要があるのかなというふうには思っておりますが、まだまだ非常時ですので、今避難所を開設するところの運営であるとか、また被災された方々の復旧だとか、そこらあたりを今毎日やってますので、その見直しまではなかなか考えてはいてもまとまったものを示すことができないような状態でございます。

- 織田委員：生涯学習部のほうが避難所の運営をされているんですね。早急に整備してもらったらいいですね。危ないというか、すごい危機感を感じました。
- 舛金教育調整監：2点目の広域人事のことについてなんですけれども、このたびの災害で管理職だけではなくて、教諭も市外からの教諭が来れなかったりとか、来るの

に3時間も4時間もかけて通勤せざるを得ないというふうな状況が発生しました。ご存じのように広島方面からはどうしても八本松地域の小・中学校に日ごろの通勤距離の問題からしてそこにどうしても集中してしまうということがあって、特に川上小学校等であれば、職員のもう半数以上が、実際パーセントでいうと52%になったんじゃないかなと思うんですが、市外であると、そうなるともう学校、授業ができませんので、先ほどの表でもありましたように川上小学校1日長く休みが発生しております。その翌日からは授業は再開しておりますが、先ほども言いましたようにそれでも三、四時間かかって通勤してやっと授業ができて、これは災害からもう2週間以上たちますけれども、今でも実際にいざマツダが工場が動き始めると、今度はいつもよりまた相当な渋滞が発生するとかというふうなことで、結局、県教委に対してはこのたびの災害を一つの教訓として、できる限り広域人事を少な目にしていただけるような方策はないんだろうかというふうなこと、あるいは今回のような緊急の場合には一時的にでもその東広島市内のいわゆるアパートとか宿舎を借り上げて、職員の宿舎等をできるような措置がとれないかとか、そういった要望も現在やっているところでございます。

- 織田委員：学校が避難所になったときに、校長がたまたま近くのところですぐ行って、体育館が避難所として開放された時、暗い中、明かりもないから校長が学校の懐中電灯を出したり、お湯を入れて準備をしたりというようなことを実際にされて、学校の役割というのも非常にありがたいことだと思うんです。だから、そこらも一緒に含めて検討していただきたい、そのように思います。
- 津森教育長：なかなかすぐに私ども職員が行くのは平素でも難しいので、学校頼りにならざるを得ないというところはやむを得ないというのはあるかなと思います。今は出てませんけれども、今後、避難準備を前倒して、早目に出すようなことになってきます。ですからそういうケースは、この度はたまたま休みになってはいたけど、休みじゃない日は逆に今度はなかなか帰れないとかということもありますけれども、これだけの大きな災害はこれからもそんなにもう何十年も起きないということはないので、必ずその辺は学校としての危機管理のやり方も考えて、管理運営を十分に、外へ出ていかざるを得ないんじゃないかなというふうには思います。
それでは、よろしいでしょうか。

報告第48号 臨時代理の報告について（平成30年度東広島市一般会計補正予算）（第3号）

- 津森教育長：では次に、報告第48号臨時代理の報告について説明をお願いします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：報告第48号臨時代理の報告につきまして、資料の1ページをお願いいたします。

1、臨時代理の要旨といたしまして、平成30年度東広島市一般会計補正予算（第3号）教育委員会関係分について緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため専決処分を7月10日に行うことについて臨時に代理したもので

ございます。

3ページをお願いいたします。

補正予算の内容についてでございますが、今回の豪雨災害における災害復旧や被災者支援に要する経費に係るもので、歳入は170万円の増額、歳出は1,188万4,000円の増額をしたものでございます。

歳入につきましては、16款1項3目の民生費県負担金といたしまして、災害救助法に基づく被災児童・生徒に対する学用品の給付に係る県負担金を増額するもの、歳出につきましては、3款4項1目災害救助費といたしまして、給食材料の一部廃棄による廃棄分の賄い材料費、通学困難となった生徒に対する臨時バス、臨時タクシー等の通学手段の確保に係る経費、また歳入で説明した災害救助法に基づく被災児童・生徒に対する学用品の給付に係る経費について、合わせて678万4,000円を増額するもの、また11款1項3目公共施設災害復旧費といたしまして、河内中学校、高屋中学校、河内西小学校の各学校の敷地内における土砂撤去等に係る経費について510万円を増額するものでございます。

報告第48号臨時代理の報告（平成30年度東広島市一般会計補正予算）（第3号）教育委員会関係分の説明は以上でございます。

- 津森教育長：これは専決処分させていただきましたが、ご質問ありますか。
- 織田委員：学用品の給与の対象である児童・生徒は何人ぐらいですか。
- 池田学事課長：今回、21名把握をしております。ちなみに小学校5校、中学校3校、計8校です。
- 津森教育長：ほかにはいいですか。
よろしいでしょうか。

報告第49号 臨時代理の報告について（東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則の制定について）

- 津森教育長：それでは、次の報告第49号の臨時代理の報告についての説明をお願いします。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：では、5ページ、報告第49号臨時代理の報告についてでございます。

東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会規則の制定につきまして臨時代理をした報告をいたします。

1、報告理由でございますが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため臨時代理したものでございます。

2、臨時代理の内容でございますが、制定の内容は、先般市議会で議決いただきました附属機関の設置に関する条例第3条の規定に基づきまして同委員会の所掌事務や組織運営に関して必要な事項を定めたものでございます。臨時代理は30年6月29日にしております。

具体的な内容につきましては、6ページ、7ページをごらんください。

ここに6ページの第2条におきまして、今後この委員で諮問する内容について、(1)から主なものを掲げております。その他の事項につきましては、一般的な委員の選任及び任期、委員長の設置等に関する規則となっております。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：ただいまのことについてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

報告第50号 登録有形文化財（建造物）の登録について

- 津森教育長：それでは、次の報告第50号に参ります。

説明をお願いいたします。

- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：続きまして、8ページ、報告第50号登録有形文化財（建造物）の登録についてでございます。

7月20日に国の文化財審議会において国内の新たな登録文化財等の諮問答申がなされました。これによりまして本市内でも新たに4件の国の登録有形文化財が登録されることになりましたので、報告いたします。

具体的にはその表の一番下に4件書いてございますが、西条酒蔵通りでございます榎野家住宅の主屋、それから高屋町白市地区でございます伊原家住宅の主屋、茶室、門及び塀となっております。位置図は9ページでございますとおり榎野家は賀茂泉酒造のすぐ東隣の住宅でございます。この住宅は旧西国街道に建てております住宅で、明治2年ごろできております。それから、下の伊原家住宅は白市の古い町並みがある地区の中でございます住宅で、大正5年、大正前期ごろにできた住宅でございます。具体的な住宅の写真及び外観等につきましては、10ページ、11ページに写真のほうを添付しておりますので、ごらんいただけたらと思います。

以上で本市の登録文化財、指定文化財等の文化財は187件から191件に、4件増えております。

以上でございます。

- 津森教育長：何かご意見ございますか。
- 織田委員：榎野先生って私知ってるんですけど、今もう誰もいらっしゃらないんですか。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：すみません、今この中の居住状態については把握しておりませんが、行った職員に確認をまたしておきます。
- 津森教育長：いいですか。
それでは、次へ参ります。
その他に移ります。
- 丸山スポーツ振興課長：教育長、市民スポーツ大会の中止について報告をさせていただきたいと思います。
- 津森教育長：よろしくお願いします。
- 丸山スポーツ振興課長：別紙で2枚配らせていただいております。第30回の市民ス

ポーツ大会、球技の部について中止をいたしましたことを説明させていただきます。

先日市民スポーツ大会実行委員会役員と事務局におきまして協議をした結果、このたびの豪雨災害によりまして復興作業等により参加チームが困難であると想定されることによりまして、中止とさせていただきますので、ご報告をさせていただきますと思います。

なお、総合開会式につきましては、予定どおり8月24日、午後6時30分から下見福祉会館で行います。

報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 津森教育長：このことについては何かございますか。

実行委員会の議論の中でちょっと暑さの関係が、この時期はどうなのかということもありました。時期的な検討も来年度に向けてしていくようにということでも、ちょっと進めております。

その他 次回教育委員会定例会の日程について

- 津森教育長：では、次回教育委員会定例会の日程について説明をお願いします。
- 直井学校教育部長兼教育総務課長：8月の定例会につきましては、8月29日水曜日、15時からお願いしたいと考えております。また、9月の定例会につきましては、第4木曜日の9月27日、同じく15時からをご提案させていただきたいと思えます。検討のほどよろしくお願いいたします。
- 津森教育長：8月29日ということで、提案させていただきましたが、よろしいですか。
それでは、それでお願いいたします。
9月はいかがでしょう。9月も27日の木曜日、15時からでよろしいでしょうか。
そのほか、委員の皆様からございますでしょうか。
- 織田委員：早くクーラーをつけてやってください、学校へ。これでは、勉強といっても無理です。国のほうも考えてみたいですが。
- 津森教育長：これはもう最優先で取り組まねばいけないだろうという考えでございます。
ほかにないですか。
よろしいですか。
では、教育総務課、指導課以外の職員の方は退席してください。
暫時休憩します。
(休憩)

閉会 午後4時45分